

## 大蔵省検査及び日銀考査の不良債権への影響

久留米大学 塚崎公義

バブル崩壊後、邦銀は不良債権処理を先送りし、当局はそれを容認した、というのが通説である。そうだとすれば、銀行に対する当局の検査・考査は、銀行の判断に対して異議を止めなかったはずである。しかし、それを実証する研究はなされてこなかった。

今次報告は、大蔵省検査、日銀考査を受けた銀行とそれ以外の銀行で、公表不良債権額あるいは不良債権処理額に有意な差が生じていたか、大蔵省検査と日銀考査で影響度に差があったか、大蔵省からの天下りが在籍していた銀行とそれ以外の銀行で、大蔵省検査の影響度に差があったか、大蔵省検査あるいは日銀考査を受けた銀行の自己資本比率が高い場合と低い場合で影響度に差が生じていたか、などについて検証した結果にかかるものである。

公表不良債権額に対する検査あるいは考査の影響度は、総じて限定的であった。もっとも、検査あるいは考査を受けた銀行と受けなかった銀行について別々に計測して比較すると、説明変数に加えた自己資本比率の係数が一部の計測に於いて有意に異なることから、検査あるいは考査が一定の影響を与えていた可能性が示唆される。

不良債権処理額に対する検査あるいは考査の影響度も、全体として明確とは言い難いが、地銀に対して大蔵省検査の影響度が有意となっているなど、一定の影響を与えていたことが示される。地銀に対する影響度は、大蔵省検査が日銀考査よりも有意に大きいことも示され、行政権限を有する大蔵省の検査が銀行の不良債権処理を促す作用をしていたことが窺われる。

大蔵省からの天下りが在籍している銀行とそれ以外の銀行で、大蔵省検査の影響度を比較したが、有意な差は見られなかった。大蔵省からの天下りは銀行との結託である、とする先行研究が存在するが、大蔵省検査の影響度に関する限り、結託が存在したとの仮説は支持されない。